

難病者治療通院交通費支給要綱

(目的)

第1条 り患原因不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す疾病及び経過が慢性にわたり、介護等に著しく人手を要し、家庭の負担が重く、又精神的にも負担の多い疾病のり患者に対し通院交通費を支給し、その経済的負担軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は本町に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている者で次の各号に該当し、通院を要するもの。

- (1) 北海道特定疾患治療研究事業実施要綱に定める治療研究対象疾患患者
- (2) 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に定める治療研究対象疾患患者
- (3) 北海道ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業実施要綱に定める治療研究対象疾患患者
- (4) 北海道腎臓機能障害者通院交通費補助事業実施要綱による疾患患者

(支給額)

第3条 交通費は、公的交通機関を利用して治療を受ける医療機関までの往復の交通費実費を支給する。

ただし、公的制度による交通費の支給を受けた額及び身体障害者旅客運賃割引規制の適用を受ける者については、その割引額を除く。

(交通費の請求)

第4条 交通費の支給を受けようとするものは、請求書(別記様式)を町長に提出しなければならない。ただし、領収書(写し)を添付することにより医師の通院証明とすることができることとする。

(支給方法)

第5条 交通費は、毎年9月、3月の2期に分けてまとめて支払うものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和62年8月1日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。